

# 小橋晶一奨学金給付規則

〔平成16年4月1日〕  
規則第194号

## （目的）

第1条 この規則は、東京医科歯科大学（以下「本学」という。）の基礎医学振興のために贈られた小橋晶一奨学資金3,000万円及びこの奨学資金の趣旨を理解しサポートするため寄附された資金を奨学金として給付することについて定めるものとする。

## （奨学生の資格）

第2条 奨学金の給付を受けることのできる者（以下「奨学生」という。）は、次の各号に該当する者でなければならない。

- (1) 本学医学部医学科を卒業した者
- (2) 本学大学院医歯学総合研究科の基礎医学系又は社会医学系のいずれかの分野の3年次以上に在学し、論文指導を受けている者
- (3) 人物、学業ともに優秀、かつ、健康であって、経済的援助が必要と認められる者

2 前項に掲げる者のほか、MD-PhDコースにより大学院医歯学総合研究科博士課程に入学した者で人物、学業ともに優秀、かつ、健康であって、経済的援助が必要と認められる者は、奨学生となることができる。

## （奨学金の給付期間及び給付額）

第3条 前条第1項に該当する者に対する奨学金の給付期間は、奨学生に採用したときから1か年又は2か年とし、給付額は、月額5万円とする。

2 前条第2項に該当する者に対する奨学金の給付期間は、入学時から3か年とし、給付額は、月額3万円とする。

## （奨学生の採用）

第4条 奨学生の採用の時期は、学年の始めとし、採用人員は、次のとおりとする。

- (1) 第2条第1項に該当する者は、原則として2名とする。
- (2) 第2条第2項に該当する者は、若干名とする。

## （出願手続）

第5条 奨学生を希望する者は、別に定める様式により学長に願出しなければならない。

## （奨学生の決定）

第6条 学長は、前条の願出を受けたときは、小橋晶一奨学金給付者選考委員会（以下この条において「委員会」という。）の議を経て、奨学生を決定する。

- 2 学長は、前項の決定を行ったときは、本人へ速やかに通知するものとする。
- 3 第1項の委員会については、別に定める。

## （奨学金の交付）

第7条 奨学金は、毎月1ヶ月分ずつ交付することを常例とし、特別の事情があるときは、

2カ月分以上合わせて交付することがある。

(奨学生の異動届出)

第8条 奨学生は、次の各号の一に該当するときは、学生支援事務室を経由して学長に直ちに届け出なければならない。

- (1) 休学、復学、転学、留学（東京医科歯科大学大学院学則（平成16年規程第5号）第18条第1項に規定する留学をいう。）又は退学しようとするとき。
- (2) 住所、氏名等に変更があったとき。

(奨学金給付の休止)

第9条 奨学生が休学したときは、その期間の奨学金の給付は休止する。

(奨学金給付の廃止)

第10条 奨学生が次の各号の一に該当するときは、奨学金の給付を廃止する。

- (1) 傷い疾病などのために成業の見込みがないと認めたとき。
- (2) 訓告、停学又は退学の処分を受けたとき。
- (3) その他第2条第1項第2号又は第3号に規定する奨学生としての資格を失ったとき。

(その他)

第11条 この規則に定めるもののほか、奨学金の給付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年3月31日規則第20号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月30日規則第21号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月21日規則第27号）

この規則は、平成25年3月21日から施行する。

附 則（平成28年7月1日規則第111号）

この規則は、平成28年7月1日から施行し、平成28年4月1日から適用する。